

☆「集団的自衛権行使」に反対です！

そもそも「集団的自衛権」とは？

◇「自衛権」とは、自分の国が攻撃された時に反撃する権利のことで「個別的自衛権」と呼ばれます。
・これに対し、自国が攻撃されなくても、自国と密接な関係にある同盟国などが攻撃された場合にも「反撃」する権利を持つという考え方が作られ、これを「集団的自衛権」と呼びます。しかし、これは「他国防衛（他衛）」であり、決して「自衛」ではありません。

・つまり「集団的自衛権行使」は、自衛の名のもとに、結果的に「戦争を始めること」なのです。

◇七月一日夕方、安倍内閣は臨時閣議で、他国への攻撃に自衛隊が反撃する「集団的自衛権の行使」を認めるために、憲法解釈変更の閣議決定を行いました。

◇現憲法の下での歴代政権は、集団的自衛権の行使は「憲法上許されない」と判断してきたのに、今回の閣議決定は、それらを一転させ、海外での武力行使を禁じた憲法第九条の趣旨の根本を読み替え、平和原則を崩す歴史的暴挙とし、か言いようがなく、到底許すことができません。

◇また本来は、こういう国の根幹姿勢に関わることで、国会で議論し、国民の賛否を問うてしかるべきものです。しかるに、安倍政権は、国民の反対が多いが故に、国会での議論を避け、身内の内閣で決定してしまったのです。

◇ただ、これですべて決定（出発）ではありません。この解釈改憲に基づいて多くの法律を準備せねばなりませんので、その成立にも様々な形で反対し、うではありませんか。

◇子どもや孫たちに、戦争をさせないために！

二〇一四年六月八日（日） 第五六九回憲法を守る平和行進
★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

〔日本国憲法第九条〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。